

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により離職した者等の早期再就職を支援するため、中小企業者等がこれらの者を県内正規雇用労働者として新たに雇い入れた場合に、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 事業を営むものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人にあっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により開業の届出書を提出した者に限る。）
 - イ 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）以外の法人
 - ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第8号に規定する人格のない社団等（平成30年3月31日以前に設立されたものに限る。以下「団体」という。）
- (2) 離職者等 令和2年4月16日以後に、次のいずれかに該当する離職者または採用を取り消された者をいう。
 - ア 感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者
 - イ 感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者
 - ウ 感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取り消された者
 - エ その他知事が感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者
- (3) 就職困難者 令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当したもの（令和2年度中に、高等学校、専門学校、大学（短期大学を含む。）等を卒業等した者を除く。）をいう。
 - ア 就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと。
 - イ 企業等に対して、直接に、または公共職業安定所その他職業紹介（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条に規定する職業紹介をいう。）を行う者を通じて、就職活動を行ったこと。
- (4) 対象労働者 離職者等であって県内に居住している者もしくは県内の事業所に勤務していた者または就職困難者であって県内に居住している者をいう。
- (5) 県内正規雇用労働者 正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）のものをいう。）であって、県内の事業所に勤務しているものをいう。

(交付要件)

第3条 助成金は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業主」という。）に対し、交付する。

- (1) 県内に事業所を有している者であること。
 - (2) 令和3年4月1日から同年11月30日までの間に、対象労働者を新たに県内正規雇用労働者として雇用し、当該雇用した日（以下「雇用日」という。）から起算して3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させた者であること。
 - (3) 県内正規雇用労働者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けた者であること。
 - (4) 県内正規雇用労働者の被保険者の資格の取得に関し、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出を行った者（次のいずれかに該当する事業主を除く。）であること。
 - ア 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所または同法第31条の規定により厚生労働大臣の認可を受けた適用事業所ではない事業主
 - イ 厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所ではない事業主
 - (5) 県内正規雇用労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。）を、支払期日までに支払っている者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。
- (1) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に、助成金の交付を受けようとする者において、当該県内正規雇用労働者を雇用、請負、委任、出向または派遣の関係により就労させていたことがある者
 - (2) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に助成金の交付を受けようとする者において、当該県内正規雇用労働者に対し、職場適応訓練（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第130条の職場適応訓練をいう。）または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた者
 - (3) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に、当該県内正規雇用労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある者
 - (4) 県内正規雇用労働者が、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族をいう。）である者
 - (5) 県内正規雇用労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（対象労働者の求人募集を行うに当たって、他の助成制度の適用を受けることを目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている者
 - (6) 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等（当該者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が次のいずれかに該当すること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下その号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

- (7) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思えられる者
- (8) 県内正規雇用労働者（令和2年度に実施した滋賀県離職者早期再就職支援事業における県内正規雇用労働者を含む。）を事業主都合による解雇（勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。）をした者
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない者

（交付額）

第4条 助成金の額は、県内正規雇用労働者1人につき60万円とする。

2 助成金の交付の対象となる県内正規雇用労働者の人数は、1対象事業主につき5人までとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、雇用日から起算して30日以内に滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 県内正規雇用労働者に係る雇用契約書（労働条件に同意したことが分かる労働者の署名のある労働条件通知書を含む。）の写し
- (4) 労働基準法第107条に規定する県内正規雇用労働者に係る労働者名簿の写し
- (5) 公共職業安定所長が交付する雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (6) 令和3年度滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金に係る県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類
- (7) 法人にあつては、法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部（現在）証明書
- (8) 個人にあつては、税務署に届け出た開業届の写しおよび申請者の身分証明書（公的機関が発行する顔写真が掲載されたものに限る。）の写し
- (9) 団体にあつては、当該団体の設置規約、過去3年間の事業報告書および収支決算書、令和3年度事業計画書および収支予算書ならびに代表者の身分証明書（公的機関が発行する顔写真が掲載されたものに限る。）の写し
- (10) この事業（令和2年度に実施した滋賀県離職者早期再就職支援事業を含む。）を活用したものにあっては、当該適用を受けた際に雇用した労働者の出勤簿等雇用実態の分かる書類
- (11) 就業規則
- (12) 役員名簿
- (13) 口座振込依頼書（別記様式第5号）
- (14) 通帳の写し等口座情報が分かる書類
- (15) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第6号）により、適当でないとき認めるときは滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する助成金の交付要件を満たさなくなったこと等により、交付申請書に記載した県内正規雇用労働者の人数を変更するときは、あらかじめ滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金変更申請書（別記様式第8号）を提出し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金中止・廃止届出書（別記様式第9号）を提出し、知事の指示を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、雇用日（複数の県内正規雇用労働者を同一の交付申請により交付の決定を受けた場合にあつては、雇用された日が最も遅い者の雇用日）から起算して3か月を経過した日以後30日以内または令和4年3月10日のいずれか早い日までに、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金実績報告書（別記様式第10号）に次の書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- (2) 出勤簿の写し、賃金台帳（勤務日数が分かるものに限る。）の写し等県内正規雇用労働者の勤務実態が確認できる書類
- (3) 給与明細書の写し、領収書の写し等対象労働者に係る賃金の支出が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金額の確定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部または一部を取り消すものとし、当該者に対して滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する助成金の交付要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第10条 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に助成金を支給していたときは、規則第17条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 助成金の交付を受けようとする者または助成金の交付決定を受けた者は、第5条の規定による交付の申請、第7条第1号の規定による変更の申請、同条第2号の規定による事業の中止または廃止の届出および第8条の規定による実績の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保管義務)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金に関する書類を会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも提出しなければならない。

(標準処理期間)

第13条 標準処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第6条の規定による助成金の交付決定 第5条の規定による申請を受け付けた日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1号の規定による交付申請の変更の承認 当該変更の申請を受け付けた日から起算して14日以内
- (3) 第8条第2項の規定による額の確定 同条第1項の規定による実績報告を受け付けた日から起算して30日以内

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る助成金に限り適用する。

別 記

様式第1号（第5条関係）

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付申請書

令和3年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 郵便番号 〒 -

住 所

氏 名

(法人および団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

離職者早期再就職支援事業助成金の交付を受けたいので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たり同交付要綱第9条の規定に該当する事実が判明したときは、同条の規定により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

交付申請額	円	新たに雇い入れた県内正規雇用労働者数 (5人まで)	人 (A)
申請者区分 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 会社 (中小企業者に限る。)	資本金の額または 出資の総額	万円
	<input type="checkbox"/> 個人事業主 (所得税法第229号の規定による開業届を提出した者に限る。)	屋号を記載	
	<input type="checkbox"/> その他の法人 (社会福祉法人、NPO法人等企業以外の法人であつて、事業を営む者)		
	<input type="checkbox"/> 団体 (人格なき社団または財団で、代表者または 管理人の定めがあるものに限る。)	設立年月日	年 月 日
申請者の状況	主たる事業 ※いずれか一つ にチェック	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 宿泊・飲食サービス <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 運輸・郵便業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス・娯楽 <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 不動産・賃貸業 <input type="checkbox"/> その他	
	常時雇用する 労働者の数	人	常勤者の週当たりの 所定労働時間 時間
	過去にこの事業 (令和2年度事業を含む。) の 適用を受けた労働者がいる場合は、その数		人

新たに雇い入れた県内正規雇用労働者に関して以下に記入してください。

新たに雇い入れた県内正規雇用労働者に関して以下に記入してください。			
1 人 目	氏名	雇用日	令和3年 月 日
	雇用事業所 (勤務地)	名称	週当たりの所定労働時間
	所在地	(TEL)	時間
2 人 目	氏名	雇用日	令和3年 月 日
	雇用事業所 (勤務地)	名称	週当たりの所定労働時間
	所在地	(TEL)	時間

3 人 目	氏名	雇用日	令和3年 月 日
	雇用事業所 (勤務地) 名称	週当たりの所定労働時間	
	所在地 (TEL)	時間	
4 人 目	氏名	雇用日	令和3年 月 日
	雇用事業所 (勤務地) 名称	週当たりの所定労働時間	
	所在地 (TEL)	時間	
5 人 目	氏名	雇用日	令和3年 月 日
	雇用事業所 (勤務地) 名称	週当たりの所定労働時間	
	所在地 (TEL)	時間	

■問合せ先 (必ず記載してください。発行責任者と担当者が同一の場合は、担当者欄に同左と記載してください。)

	発行責任者	発行担当者
所 属		
フリガナ		
氏 名		
電 話		
担当者メールアドレス		

申請書添付書類確認欄 (必要な書類が揃っているか申請前に確認し、□にチェックしてください。)

- 対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書 (別記様式第2号)
- 誓約書 (別記様式第3号)
- 県内正規雇用労働者に係る雇用契約書 (労働条件に同意したことが分かる労働者の署名がある労働条件通知書を含む。) の写し
- 県内正規雇用労働者に係る労働者名簿 (労働基準法第107条に規定するもの) の写し
- 公共職業安定所長が交付する雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書 (別記様式第4号) または県税に未納がないことを証する書類
- (法人の場合) 法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部 (現在) 証明書
- (個人の場合) 開業届 (税務署の受付印があるものに限る。) の写し
 - * 紛失等により開業届の写しが提出できない場合は、直近の確定申告書の写しその他事業を行っていることを証する書類に代えることができます。
 - * 個人番号 (マイナンバー) の記載がある場合は、当該部分を塗りつぶすなど、個人番号 (マイナンバー) が分からないようにして提出してください。
- (個人の場合) 申請者の運転免許証等身分証明書 (公的機関が発行する顔写真が掲載されたもの) の写し
- (団体の場合)
 - 設置規約等
 - 過去3年間の事業報告書および収支決算書
 - 令和3年度の事業計画書および収支決算書
- (団体の場合) 申請者の運転免許証等身分証明書 (公的機関が発行する顔写真が掲載されたもの) の写し
- (この事業を活用したことがある場合) 活用した際に雇用した労働者の出勤簿等勤務実態が分かる書類
- 就業規則
- 役員名簿 (役職、氏名、氏名読み仮名および生年月日が記載されたもの)
- 口座振込依頼書 (別記様式第5号)
- 通帳の写し等口座情報が分かる書類
- ※ 上記書類の一部が提出できない場合または交付要件を満たすことが明らかでない場合は、追加または代替の書類を提出してください。 (□にチェックし、書類名を記載)
- その他必要と認める書類 ()

様式第2号（第5条関係）

対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書

令和3年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所

氏名

(法人および団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金の交付申請に関して、下記のとおり相違ないことを申告します。

記

1 事業主に関する事項

項目	回答
申請者は、滋賀県内に事業所を有しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
新たに雇い入れた雇用労働者について、要綱に定める離職者等または就職困難者であることを確認しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 離職者等の場合 令和2年4月16日以後に、次のいずれかにより離職された方または採用を取り消された方であつて、県内に居住されている方または県内の事業所に勤務されていた方 ・新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職 ・感染症の影響による収入の減少に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職 ・感染症の影響により採用計画等が見直されたことに伴う採用の取消し ・その他知事が感染症の影響と認める離職等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 就職困難者の場合 令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職しておらず、この期間中に「就職相談その他の就職支援サービスを利用した方」または「企業等に対して、直接に、または公共職業安定所その他職業紹介事業者を通じて就職活動を行った方」であつて、県内に居住されている方	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
新たに雇い入れた雇用労働者は、令和2年度中に、高等学校、専門学校、大学（短期大学を含む。）等を卒業等した者（いわゆる新卒者）ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
新たに雇い入れた雇用労働者は、以下の要件を全て満たす県内正規雇用労働者として雇用しています。 ・直接雇用しています。 ・雇用期間の定めのない労働契約を締結しています。 ・常勤であり、所定労働時間は週30時間以上です。 ・県内の事業所に勤務させています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
新たに雇い入れた雇用労働者は、令和3年4月1日から同年11月30日までの間に雇用を開始しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
新たに雇い入れた雇用労働者は、雇用日から起算して3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務することとしています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

項 目	回 答
<p>県内正規雇用労働者を雇用した際に、雇用保険被保険者資格取得届をハローワークに提出（雇用保険法第7条の規定による届出）をし、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の通知（同法第9条第1項に定める確認）を受けています。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>県内正規雇用労働者は、健康保険および厚生年金保険の被保険者の資格の取得に関する届出（健康保険法第48条および厚生年金保険法第27条の規定による各届出）を行っています。</p> <p>※適用事業所でない場合は、その理由を記載してください ()</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 適用事業所でない
<p>雇用日の前日から起算して過去1年間に、助成金の交付を受けようとする者において、県内正規雇用労働者を雇用、請負、委任、出向または派遣の関係により就労させていません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>雇用日の前日から起算して過去1年間に、助成金の交付を受けようとする者において、当該県内正規雇用労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させていません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>雇用日の前日から起算して過去1年間に県内正規雇用労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係がありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>県内正規雇用労働者は、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）ではありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>県内正規雇用労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（対象労働者の求人募集を行うに当たって、他の助成制度の適用を受けることを目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けていません。</p> <p>また、この確認のため、国、他の地方公共団体等に対して、問合せまたは照会を行うことに同意します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>滋賀県税の滞納その他県に対する債務不履行はありません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>【過去にこの事業を利用している場合】 県内正規雇用労働者（令和2年度事業における県内正規雇用労働者を含む。）を、事業主都合による解雇（勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。）をしていません。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 利用していない
<p>営業に関して必要な許認可を取得しています。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>労働基準法の遵守ほか各種法令を遵守しています。また、滋賀県補助金等交付規則および滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱に定める事項を遵守します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>助成金交付申請書の記載事項および関係書類の内容確認のため、説明または根拠資料の提出を求められた場合には、速やかに対応します。説明もしくは提出をしない場合または提出書類もしくは説明に虚偽があった場合は、不交付を決定され、または交付決定が取り消しされても、何ら意義申し立てしないことに同意します。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※必ず全ての項目にチェックをお願いします。

- 2 県内正規雇用労働者に関する事項（必ず、県内正規雇用労働者本人が記載してください。）
 ※このページと次のページは、県内正規雇用労働者ごとに作成して提出してください。

雇用日	勤務場所	
令和3年 月 日	名 称	
	住 所	

項 目	回 答
■ 県内正規雇用労働者に関する確認 (①～③のいずれかに該当する必要があります。該当する□にチェック)	
<input type="checkbox"/> ① 令和2年4月16日以後に離職しています。 (内定が取り消されました。)	離職日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
※ 該当する離職理由を選択し、左側の□にチェックしてください	
≪離職理由(該当する□にチェックしてください。)≫	
<input type="checkbox"/> 感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職	
<input type="checkbox"/> 感染症の影響による収入の減少に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職	
<input type="checkbox"/> 感染症の影響により採用計画等が見直されたことに伴う採用の取消し	
<input type="checkbox"/> その他知事が感染症の影響によると認める離職等	
≪居住地等≫	
<input type="checkbox"/> 滋賀県内に居住しています。	居住地を記載してください 市・町
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> その離職前は、滋賀県内の事業所に勤務していました。	前職の勤務地を記載してください 市・町
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> ② 令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職しておらず、この期間中に就職活動として、就職相談その他の就業支援サービスを利用しました。(該当するものにチェックしてください。)	
<input type="checkbox"/> しがジョブパーク、シニアジョブステーション滋賀 <input type="checkbox"/> しがジョブパーク、シニアジョブステーション滋賀以外の就職支援サービス	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 滋賀県内に居住しています。	居住地を記載してください 市・町
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> ③ 令和2年4月16日から令和3年3月31日までの間に就職しておらず、この期間中に企業に対して就職活動を行いました。(企業の採用面接を受けるなど)	
<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)を通じて活動 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)以外の職業紹介事業者を通じて活動	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 滋賀県内に居住しています。	居住地を記載してください 市・町
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

項 目	回 答
<p>■ 県内正規雇用労働者の雇用形態の確認</p>	
<p>次の全てに該当する正規雇用職員（正社員）として雇用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接雇用されている ・ 期間の定めのない労働契約を締結している ・ 常勤である （所定労働時間は、週30時間以上となっている。） 	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>県内の事業所に勤務しています。（県内の事業所で雇用されています。）</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>雇用日の前日から起算して過去1年間に、次のいずれにも該当する事実はありません。</p> <p>① 雇入れ事業主と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係にあったこと</p> <p>② 雇入れ事業主の事業所において、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講していたこと</p> <p>③ 雇入れ事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主に雇用されていたこと</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>雇入れ事業主またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族をいう。）に該当する事実はありません</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>本人（県内正規雇用労働者）署名欄</p> <p>私が県内正規雇用労働者であることについて、事実と相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ (必ず県内正規雇用労働者が署名してください。)</p>	

誓 約 書

（宛先）
滋 賀 県 知 事

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書および役員名簿を滋賀県警察本部に照会することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和3年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）
氏 名

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

令和3年度 滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金に係る
滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

令和3年 月 日

(宛先)
滋 賀 県 知 事

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
	【個人で注意事項に該当する場合】
フリガナ	
氏 名 (法人名)	
電話番号	

【誓約および同意する事項】（以下の内容を読んで、□に必ずチェックを入れてください。）

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
- (1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違し、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第3条第2項第7号に該当しないものと認められず、申請が拒否されても異議のないこと。
- 2 申請者は、以下のことに同意します。
- 上記1(1)の確認のため、全ての滋賀県勢（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県の税務担当職員が滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金に関わる職員に対して、滋賀県税の完納情報の提供を行うこと。

【注意事項】

- * 法人の場合
法人登記簿に記載の所在地、法人名称を御記入ください。
- * 個人の場合
確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方御記入ください。
- * この同意書が提出された時点で滋賀県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまで、1週間から4週間程度の時間差が生じる場合がありますので、御了承ください。

口座振込依頼書

新規・変更

令和3年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

〒

住所

TEL

氏名

私が受領する滋賀県の支払金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所・出張所
預金の種類	1. 普通（総合口座）		2. 当座
口座番号			番号は右づめで御記入ください
口座名義	フリガナ		預金通帳に記載されているとおりに御記入ください。 30文字まで登録できます。

※通帳の写しなど、口座情報が分かる書類を必ず添付してください。

- (注)
- ・ 預金通帳を御覧の上、正確に御記入ください。なお、貯蓄預金への振込みの御指定はできませんのでご注意ください。
 - ・ 振込口座を変更した場合は、必ず変更後の口座で受領する前に元の提出先または支払い予定の県の所属にその旨を連絡し、所定の手続をしてください。
 - ・ 右の*印欄は県が使用するためのものです。

*債権者情報（登録） 確認者	*入力者

（申請者） 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 県内正規雇用労働者の雇用日から起算して3か月を経過した日以後30日以内または令和4年3月10日のいずれか早い日までに、交付要綱第8条に規定する実績報告書を提出してください。
- (2) 交付要綱第7条の規定により、本事業を変更し、または中止し、もしくは廃止する場合は必要な手続を必ず行ってください。
- (3) 助成金に関する書類を会計帳簿とともに、交付要綱第11条の規定により、令和9年3月31日まで保管してください。また、助成金に関して報告を求め、調査し、指示する場合がありますので、これに応じてください。
- (4) 県内正規雇用労働者の雇い入れに関して、国または他の地方公共団体の助成金等の交付を受けた場合には、本決定を取り消し、または助成金を減額する場合があります。
- (5) 滋賀県補助金等交付規則および交付要綱を遵守してください。
- (6) (1)～(5)が遵守されなかった場合は、助成金を交付しない、または、助成金の返還を求める場合があります。

様式第7号（第6条関係）

滋 労 雇 第 号
令和3年(2021年) 月 日

（申請者） 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金不交付決定通知書

令和3年 月 日付けで申請のありました滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金につきましては、下記のとおり不交付に決定しましたので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（不交付の理由）

様式第8号（第7条関係）

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金変更申請書

令和 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 郵便番号 〒 _____
住 所

氏 名

(法人および団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付け滋雇第 _____ 号で交付決定のあつた滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金について、下記のとおり変更したいので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由（該当するものにチェックしてください）

県内正規雇用労働者が離職したため（自己都合 会社都合）

※会社都合の場合は、その理由を記載してください。

--

県内正規雇用労働者を県外の事務所に異動させたため

※県内の事業所内での異動のみの場合は、変更申請は不要です。

その他（その理由を具体的に記載してください。）

--

2 変更の内容

	変更前	変更後
県内正規雇用労働者数	人	人
その他の変更 ※あれば記入		

3 変更する県内正規雇用労働者の状況（変更があった者のみ記載してください。）

氏名	変更区分	具体定な変更内容			
	<input type="checkbox"/> 離職	離職日	令和	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 異動	異動日	令和	年	月 日
		勤務場所 所在地 (都道府県名)			
	<input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 離職	離職日	令和	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 異動	異動日	令和	年	月 日
		勤務場所 所在地 (都道府県名)			
	<input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 離職	離職日	令和	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 異動	異動日	令和	年	月 日
		勤務場所 所在地 (都道府県名)			
	<input type="checkbox"/> その他				
	<input type="checkbox"/> 離職	離職日	令和	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 異動	異動日	令和	年	月 日
		勤務場所 所在地 (都道府県名)			
	<input type="checkbox"/> その他				

■問合せ先（必ず記載してください。発行責任者と担当者が同一の場合は、担当者欄に同左と記載してください。）

	発行責任者	発行担当者
所 属		
フリガナ		
氏 名		
電 話		
担当者メールアドレス		

様式第9号（第7条関係）

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金中止・廃止届出書

令和 年 月 日

(宛先)
滋 賀 県 知 事

申請者 郵便番号 〒 —
住 所

氏 名

(法人および団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付け滋労雇第 号で交付決定のあつた滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金について、下記により廃止（中止）することとなりましたので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第7条第2号の規定により届け出ます。

記

1 廃止（中止）する理由

2 廃止（中止）する理由が生じた日

■問合せ先（必ず記載してください。発行責任者と担当者が同一の場合は、担当者欄に同左と記載してください。）

	発行責任者	発行担当者
所 属		
フリガナ		
氏 名		
電 話		
担当者メールアドレス		

令和 年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 郵便番号 〒 _____
住 所

氏 名

(法人および団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

令和 年 月 日付け滋労雇第 _____ 号で交付決定（変更交付決定）のあつた滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金について、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

交付申請書に記載した県内正規雇用労働者のうち、雇用日から起算して3か月を経過した県内正規雇用労働者の数	人 (A)	助成金額	
		円	
※60万円×県内正規雇用同労働者数(A)			
県内正規雇用労働者（氏名、雇用日、現在の勤務地を記入してください。）			
氏 名	雇用日	現在の勤務地	
	令和 年 月 日	名 称	
		所在地	
	令和 年 月 日	名 称	
		所在地	
	令和 年 月 日	名 称	
		所在地	
	令和 年 月 日	名 称	
		所在地	

他の助成金等の適用に関する申告

項 目	回 答
実績報告書に記載の雇用労働者の雇い入れに関連して、他の助成制度の交付を受けていません。また、今後、交付を受ける予定もありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

県内正規雇用労働者に係る報告書

県内正規雇用労働者における申告（必ず県内正規雇用労働者本人が記載してください。）

勤務地履歴	勤務場所 ①	名 称		雇用日
		住 所		令和 年 月 日
	勤務場所 ②	名 称		勤務開始日（異動日）
		住 所		令和 年 月 日
	勤務場所 ③	名 称		勤務開始日（異動日）
		住 所		令和 年 月 日

項 目	回 答
雇用日から起算して3か月を超えて、県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）の者であって、県内の事業所で勤務しているものをいう。）として、勤務しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働に対する給料や賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。）は、決められた期日までに支払われています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本人（県内正規雇用労働者）署名欄 私が県内正規雇用労働者であることについて、事実と相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名 _____ （必ず県内正規雇用労働者が署名してください。）	

（申請者） 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金額の確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のありました滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金については、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

確定金額 金 円

(申請者) 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付を決定した滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金について、下記により決定を取り消すこととしたので、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 取り消した内容

2 取消の理由